

# 記紀歌謡から見た『古事記』と『日本書紀』 (一)

岡 田 喜久男

前稿(『日本文学研究』第二十九号)で、記紀歌謡二百四十首中の類同歌五十三首(『古事記』を中心に数えて)の作者、歌詞の相違箇所、形式の三点から表にまとめ、その全体像を明らかにした上で、更に記紀で完全に歌詞の一致する歌謡について検討し、『古事記』と『日本書紀』の関係を考察した。本稿では、微細な相違しかない、記紀歌謡の類同歌を比較することで、主に『日本書紀』の「対古事記意識」を考えてみたい。以下で詳しく検討する、記紀で微細な相違を持つ歌謡というのは、次の十八組である。(なお数字は歌謡番号で、日本古典文学大系『古代歌謡集』に拠っている。また算用数字は『古事記』の、漢数字は『日本書紀』の歌謡を表わすものとする)

(イ) 一音もしくは一語(枕詞はその性質上一語とした)の相違のもの六組。

1 (一)(一)、14 (二)(一)、23 (一)(一)、45 (三)(三)、50 (四)(一)、58 (五)(四)。

(ロ) 二音もしくは二語の相違のもの五組。

2 (二)(二)、48 (三)(九)、59 (五)(二)、83 (七)(一)、86 (七)(〇)。

記紀歌謡から見た『古事記』と『日本書紀』 (二)

(ハ) 三音もしくは一句の相違のもの六組。

8 (五)、12 (二)(四)、46 (三)(八)、51 (四)(三)、62 (五)(五)、81 (七)(二)。

(ニ) 右の(イ)(ロ)(ハ)以外の微細な相違のもの一組。

III (八)(五)。

類同歌五十三首中十八首(『古事記』を中心に数えて)が微細な差異しかない。僅か八年の間隔で作られた『古事記』と『日本書紀』の歌謡が右のような微細な違いを持つことはどのような意味があるのだろうか。そこに『日本書紀』の「対古事記意識」の証拠があるのではないかと考えるのである。

まず(イ)に挙げた歌を順次見て行くことにするが、それらの歌謡の違いが具体的にどのようなものであるかを次に示しておきたい。(○印筆者)

番号	古事記歌謡		番号	日本書紀歌謡	
1	<p>八雲立つ 出雲八重垣 妻ごみに 八重垣作る その八重垣を</p>	14	一	<p>八雲立つ 出雲八重垣 妻ごみに 八重垣作る その八重垣を</p>	
23	<p>鳥つ鳥 鶺鴒が伴 今助けに来ね やつめさす 出雲建が 佩ける太刀 黒葛多卷き さ身なしにあはれ</p>	45	十二	<p>鳥つ鳥 鶺鴒が伴 今助けに来ね 八雲立つ 出雲建が 佩ける太刀 黒葛多卷き さ身なしにあはれ</p>	
50	<p>ちはやぶる 宇治の渡りに 棹取りに 速けむ人し わが仲間に来む</p>	58	三七	<p>道の後 古波陀嬢子を 神の如 聞えしかど 相枕まく</p>	
	<p>つぎねふや 山城川を 宮上り 我が上れば……</p>	四二	五四	<p>つぎねふ 山城川を 宮上り 我が上れば……</p>	

1 (一) は、『古事記』(以下記と略記することがある。)が「妻ごみに」(『日本書紀』(以下紀もしくは事紀と略記することがある)が「妻ごめに」の僅か一音の違いであるが、文法的には「上二段動詞連用形」と「下二段動詞連用形」の違いであることが明らかである。これについては『古代歌謡全注釈古事記編』土橋寛が説くように「古く上二段活用であったものが、後に下二段に変化したもの」と考えられるので、同書が、

とすれば、『古事記』のほうが古い活用を用い、『書紀』のほうが新しい活用に改めている。

と結論するのが正しいと思う。この両首は、記紀歌謡の最初に登場するもので、『古今集』の仮各序にも

ちはやぶる神世には、歌の文字も定まらず、すなほにして、事の心分き難かりけらし。人の世となりて、すさのをの尊よりぞ三文字あまり一文字は詠みける。

とあり、小文字の古注の例歌も紀と同じく「八雲立つ出雲八重垣つまごめに八重垣つくるその八重垣を」とある。もちろんこの歌が所伝のように、日本最古の作であるとは今日考えられてはいないのであって、紀では、この歌は本文中の割注の形で入れられている。しかも「或に云はく……」として挿入されていることは、この歌を、この大神、初めて須賀の宮を作りたまひし時、其地より雲

立ち騰りき。ここに御歌を作みたまひき。其の歌は、として本文に密接な形で収めている記と正しく対照的である。記紀の第一番歌が右のように違っていることは、紀の記に対しての意識的な処置と考えるのが一番正当なものではないだろうか。

14 (一二) は、神武天皇東征途上の戦の歌で、記が「木の間よも」紀が「木の間ゆも」と、僅か一音の違いで、しかもどちらも、経過する場所を表わす格助詞である。古代の同類の助詞に「より」「ゆり」があるが、『時代別国語大辞典上代編』が「より」の(老)の部分で

資料的には、ヨリが記紀・万葉・宣命に広く用いられているのに対し、その他のものはヨが古事記・万葉、ユが日本書紀・万葉、ユリが万葉・宣命に、というようにかたよりをみせる。

と指摘するように、これらの助詞には、使用される作品に偏りがあることが分っている。記紀歌謡中でも右の指摘通りに、20・22・32に「よ」が、21に「ゆ」が用いられている。ここには明かに、紀の独自性が示されており、紀の「対古事記意識」の一つの表われであると思われる。

23 (二十) は、冒頭の枕詞だけが違っている例である。23の「やつめさす」二〇の「八雲立つ」、いずれも「出雲」に掛かる枕詞であることは明らかであるが、このように枕詞だけが異っていることの意味はどのようなものであろうか。類同歌中にも枕詞はこの他にも次のように数多く使用されている。

番号	古事記歌謡	番号	日本書紀歌謡
1	八雲立つ↓出雲	一	八雲立つ↓出雲
8	沖つ鳥↓鴨	五	沖つ鳥↓鴨
9	いすくはし↓鯨	七	いすくはし↓鯨
10	みつみつし↓久米	九	みつみつし↓久米
11	みつみつし↓久米	一三	みつみつし↓久米
12	みつみつし↓久米	一四	みつみつし↓久米
13	神風の↓伊勢	八	神風の↓伊勢
14	榎並めて↓伊那佐	一二	榎並めて↓伊那佐
30	たたなづく↓青垣	一二	たたなづく↓青垣
31	畳薦↓平群	一三	畳薦↓平群
41	千葉の↓葛野	三四	千葉の↓葛野
43	香妙し↓花橘 三栗の↓中	三五	香妙し↓花橘 三栗の↓中

71	70	68	67	63	61	⑤8		⑤7		51	⑤⑩	番号	
たままはる↓内	梯立の↓倉梯山 <small>はしなで くろはしやま</small>	高行くや↓速総	高行くや↓速総 <small>はやぶさ</small>	つぎねふ↓山城	つぎねふ↓山城	小楯↓大和 <small>こだて</small>	青土よし↓奈良	つぎねふや↓山城		つぎねふや↓山城	ちはや人↓宇治	ちはやぶる↓宇治 <small>うち</small>	古事記歌謡
六二	六一	六十	五九	五七	五八	五四		五三		四三	四二	番号	
たまきはる↓内	梯立の↓嶮しき山(枕詞的序詞) <small>かさ</small>		久方の↓天 <small>あ</small>	つぎねふ↓山城	つぎねふ↓山城	小楯↓大和	青土よし↓奈良	つぎねふ↓山城	百足らず↓八十 <small>ももた</small> <small>やそ</small>	つぎねふ↓山城	ちはや人↓宇治	ちはや人↓宇治	日本書紀歌謡

III		97	83	78	㊦	㊧	番号	古事記歌謡	番号	日本書紀歌謡
もつた 百伝ふ↓鐸	そらみつ↓大和	やすみしし↓大君	天飛む↓軽	あしひきの↓山	そらみつ↓大和	高光る↓日の御子	そらみつ↓大和		八五	百伝ふ
									七五	一本…そらみつ↓大和
									七一	天飛む↓軽
									六九	あしひきの↓山
									六三	秋津島↓大和
									六二	秋津島↓大和
										やすみしし↓大和

上下は類同歌で対応している。又古事記謡番号に○があるのは同じ枕詞が記紀で相違しているか、同語に違う枕詞が掛っていることを示す。

枕詞の特性である五音以内（五音が極めて多い）すぐ下の音節や語に掛かる、時間的、地域的に広がりを持つ（≡慣用的）などのことからとも言えるのであるが、枕詞は変化しにくい。右の例でも、六例以外は記紀で一致しているが、その六例が応神仁徳両天皇代に限られていることは後に考えてみたい。

ところで23（二〇）の場合は、従来「八雲立つ↓やつめさす」の順の変化が説かれてきたが、今日では両者を別の枕詞と認め、「やつめさす」を「弥つ芽さす」あるいは「八つ藻さす」などと解する方が有力である。枕詞の起源については、既に神武紀に「そらみつ↓日本」の起源説話があるくらい古代から人々の注目を集めているが、いままなお不明なものも多い。「やつめさす」の起源も正確には分らないと言うべきであろうが、二〇歌のすぐ後の崇神紀六十年の条に、神がかりした小児の言葉に「玉妻鎮石 出雲人の祭る…」とあるのからも、「玉妻↓玉藻↓美しい水草」が「出雲」と関係していることが分り、「八雲立つ」と全く別であることは明らかである。更に、23と二十は歌謡の背景となる（いまは歌を中心に考えているので）物語に大きな違いがある。これについて土橋寛の前掲書は23歌の「考説」において次のように詳しい。

『書紀』ではこの物語は出雲振根と出雲飯入根の兄弟の間の出来事になっており、歌は時の人の歌となっているから、そこではだまし討ちにされた飯入根に対する同情の歌ということになるが、これはおそらく倭建命のだまし討ち、嘲笑の歌に対する倫理的批判から改作されたものであろう。

記の23歌は、出雲建に詐刀（木刀）を欺いて与え「打殺し」た倭建

記紀歌謡から見た「古事記」と『日本書紀』(二)

命の歌であるが、それが倫理的批判によって紀のように変えられたというのである。これも紀の「対古事記意識」の一つの表われであると言えよう。紀では兄出雲建は

仍りて弟を欺きて曰ひしく、「頃日、止屋の淵に多に妻生ひたり。願はくは共に行きて見まほし」といひしかば、兄に随ひて行きぬ。これより先、兄竊かに木刀を作り、形を真刀に似せたり。

と、記と同様の手段で弟飯入根を殺そうとするのだが、淵の妻を見に行こうと誘うのであるから、当然「やつめさす」は「弥つ芽さす」あるいは「八つ藻さす」で「出藻↓出雲」と掛かって行く方が自然である。本来は記のように「やすめさす」とあつたのを紀が、「八雲立つ」に無理に改変したので、前文が歌と合わなくなったのである。

45（三七）は、大雀の命（後の仁徳天皇）が歌われた歌で、助詞「ども」と「ど」の違いにすぎない。記紀歌謡中では、記で

ど：7・27（2例）・51（2例）・70　ども：45

紀では、

ど：六・三七・四三（2例）・百五・百十　ども：八・一一・

九〇・百十四・百二十五となっている。即ち、記では「ど」が四首七例、「ども」が一首一例、紀では「ど」が五首七例、「ども」が五首五例となっている。類同歌で比べてみると、7（二）、51（四三）はいずれも「ど」で変化していないのに45（三七）の場合だけが、「ども」↓「ど」へと変っている。もちろん、五音七音の形式性に關係づけて、「七音」が「六音」になるのは不自然と考えることも

可能であるが（このことが強ち無理でないのは、一字一首式の表記法を採る記紀歌謡の場合、五・七の形式の整形・不整形はかなり目立ったのではと推測されるから）記紀歌謡の場合歌謡性の上からも慎重に論ずべきであると思うので今は別の角度から考えたい。即ち、右に調べたように、接続助詞「ど」と「ども」が紀では殆んど差がなく用いられているのに、この場合だけが変っていることが認められることを指摘しておきたい。

次に、45（三七）と同じ時に歌われたとされる歌46（三八）を見ると（後にいわずれ詳しく見るが）、記が

46 道の後 古波陀嬢子は 争はず 寝しくをしども 愛しみ思ふ  
とあるにに対し

三八 道の後 古波陀嬢子 争はず 寝しくをしぞ 愛しみ思ふ  
と、三箇所三音の違いが認められる。歌謡の挿入されている物語のこの部分に関しては、記紀において大差なく、髪長姫を父応神天皇の計いで得ることの出来た大雀の命の歡喜の歌二首であるし、短歌形式の二首であつてみれば、違いはおこりにくいのにこのような微妙な違いがあるのはやはり意識してのことと考えることが正當のよう  
うに思われる。

50（四二）は、応神天皇の崩去後、宇治の稚郎子（わかいらご）（わかいらご）（わかいらご）  
子で、大雀の命の異母弟）を殺し、帝位に登ろうとした大山守命（おほやまのり）  
（おほやまのり）（おほやまのり）  
宇治の稚郎の異母兄）が、反対に宇治川に墮されて、死の直前に  
流れながら歌つたとされるものである。話の内容は記紀殆んど同じ

で、記紀に数多い（特に記に）謀反物語の一つである。両歌の違いは、23（二〇）の場合と同じで、枕詞「ちはやぶる」が「ちはや人」となっている点で、いずれも地名「宇治」に掛っている。「ちはやぶる」「ちはや人」のいずれも、『万葉集』にも用いられているが、万葉では、「ちはや人」が二例で地名宇治（2428番歌）宇治川（1139番歌）に掛っているのに対し、「ちはやぶる」は大部分が「神」（10番）と地名「宇治」（3240番歌他）の両方に掛かり、用例も十五例を越える。「ちはやぶる」の語源については、『古代歌謡全注釈日本書紀編』土橋寛に詳しく説くように「チ（靈威）ハヤ（激烈）フル（振る）」が正しいようである。本来は「ちはやぶる→宇治」が最初に用いられ、後に「宇治」に「氏」を感じて「ちはや人（勢いのある強い人）」の「氏」ではないが「宇治」と限定的に使用されるようになったのであろう。紀は四二・四三の両歌で「ちはや人」を枕詞として用いているのは、同じ話の中の並ぶ歌であるから統一したものと思われる。それに対し、記は50「ちはやぶる」51「ちはや人」と合せようとしていない。

ところで、応神・仁徳両天皇に関する歌謡は記紀両書の中で量的に多く、記で三十七首（忍熊王の謀反物語中の歌謡も、御子・後の  
応神天皇への反逆なので含めた）、紀で三十六首（忍熊王関係も含めて）を数える。応神・仁徳の両帝が、記紀の中で重きを為し、説話性に富むことを如実に示しているが、類同歌も二十四首（記で数えて）、完全一致歌四首（記紀歌謡中に八首ある）含まれている。記紀両書が深く関係していることは右のことからも分るが、不思議なことに、両帝関係の歌謡の中の枕詞に限って、記紀で微妙に用法



や枕詞自体が変つてゐる。その実態は23(二〇)の所で類同歌中の枕詞の全用例として示したが、抜粹すると次のようになる。

50 ちはやぶる↓宇治 四二 ちはや人↓宇治

57 つぎねふや↓山城 五三 つぎねふ↓山城

58 つぎねふや↓山城 五四 つぎねふ↓山城

71 そらみつ ↓大和 六一 秋津島 ↓大和

72 高光る↓日の御子 六三 やすみしし↓大君

々 そらみつ ↓大和 々 秋津島 ↓大和

この中で72(六三)の「高光る」と「やすみしし」は、全く別の語に掛かる枕詞同士なので除いて考えると、他の例全てが、枕詞↓地名であることになる。元来枕詞は変化しない性質であり、事実、右に挙げた他は1(二)の「八雲立つ↓出雲」以下記紀歌謡中で変化はない。右の諸例も、「対古事記意識」による紀の作意と見ることが出来ると思うが、応神・仁徳両帝関係の歌謡に限られているのは何故か判然としない。尚考えてみたい。

58 (五四)も右と同じく、仁徳天皇関係の磐之姫皇后の歌で、相違するところは枕詞だけである。ただ58「つぎねふや」↓五四「つぎねふ」の、一音だけが違うというのは特殊で、しかも57「つぎねふや」↓五三「つぎねふ」となっているのを見ると、磐之姫皇后の二首に限り、記は「つぎねふや」紀は「つぎねふ」であることが分かる。

「つぎねふや」の原義については、『万葉集』の用字「次嶺経」(3314)に注目した『万葉考』の「山外の国より山背の国へは、

あまたつづきたる嶺々を経過してゐたる故」という説を初めとして、「継苗生」説(『古事記伝』)、「つきね草」説(『枕詞の研究と釈義』福井久蔵)などあるが未詳である。ただし、『万葉集』では一例しかない

3314 つぎねふ(次嶺経) 山背道を 人夫の 馬より行く

に 己夫し 徒歩より行けば 見るごとに 音のみし泣かゆ:

が「つぎねふ」であり、記紀歌謡中でも「つぎねふや」は57・58の二首だけで、記の61・63他全て「つぎねふ」であることを思うと、本来は「つぎねふ」の四音の枕詞であつたに違いない。その意味では、記の方が新しく五音に調えたと言えるのであるが、58(五四)の歌の形式58「五七五五五三六二七七」五四「四七五五五三六二七七」を比べても、たった一音を紀の方が変えたと考えるところは無理ではないだろうし、当然意識して古い形の枕詞を使ったと思われる。

以上、記紀で一音の違いしかない類同歌六組十二首について色々な面から紀の「対古事記意識」を見たのであるが、明らかに記を意識して紀は、形式、内容の両方で変化をしているように思う。

なお、右の歌謡歌詞の比較には、殆んど原文をそのまま引かず、漢字仮名まじり文にしたものを使ったのであるが、実は、記紀歌謡の表記は、原文を並べて見れば明瞭なように、記紀で極めて対照的である。これについては前稿では、用字・用字意識については触れない旨を断つたのであるが、紀の「対古事記意識」の最も顕著に現われている点であるし、記紀歌謡の表記法の実態を明確にする必要があると思うので少し述べてみる。

1 (一) に就いて先に、紀は割注で入れられているのに、記は前文が歌謠に密着していると指摘したが、用字を比較すると次のようになる。

ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流  
ソ<sup>1</sup> 夜久毛多都 伊豆毛夜幣賀岐 都麻基微爾 夜幣賀岐都久流

もう一組、23 (二〇) を比較する。

23 夜都米佐須 伊豆毛多祁流賀 波祁流多知 都豆良佐波麻岐  
佐味那志爾阿波禮 伊豆毛多祁流賀 波祁流多知 都豆良佐波麻岐  
二〇 椰勾毛多克 伊頭毛多鶏流餓 波鶏流多知 莧頭邏佐波磨  
枳 佐微那辭珥阿波礼 伊頭毛多鶏流餓 波鶏流多知 莧頭邏佐波磨

一見して分るように、記の漢字が、私達にとって馴染みがあり(端的に言えば易しい、字画の少ないと言ふことになる)、字種が少ない(同じ音を表わすのに)。これに対し、紀の方は、なるべく難しい漢字で、字種を多くしようとするように感じられる。右の事は全歌謠について言えることであるから、類同歌に関する本稿の深く論ずるところではないし、また使用漢字の漢字音(呉音・漢音等)の事もあるので軽々には言えないが、両方の表記がともに他を安易に受入れようとしていないことは明らかであろう。これについては、前稿でも紹介した、富山民蔵著『語構成から見た日本書紀・古事記の語彙研究上・下』の大著があり、記紀歌謠の表記については、同書1118頁に、1 (一) を比較して

上記の記紀の二歌謠について、詞章構成の過程における用字意

識を考えるに、神代記の(一)歌謠は、神代紀の類歌(一)に対して、各語彙の訓讀を示した平易な逐語譯と考えられるようである。

との大胆な説を出されている。今その当否は私には分らないが、記紀両書が単に別系統の資料から成立したものでないことの証拠と受取ることは出来るのではないだろうか。いずれにせよ、記紀歌謠表記が他の表記法を意識して成立していることは、一字一音式の表記が貫徹されていることから容易に指摘できると思う。とすれば、成立年代の上から、又成立過程の上からも、即ち八年前(和銅五年正月二十八日)に成立した、稗田阿礼の口誦の(若干の文献を踏まえていたろうが)「勅語の旧辞」(天武天皇が勅命された帝皇日継と先代旧辞)を太安万侶が筆録した「古事記」を意識して、(以上「古事記」序文に拠る)、「日本書紀」が、舍人親王を頭に戴いて朝廷あげて養老四年五月癸酉に完成した(「続日本紀」に拠る)と考えるのが極めて穩当である。

以上、表記についても、紀が記を意識しての記載をしたと考えることは出来るとの指摘だけはしておきたい。まして「弘私記」序と世に名高い書の冒頭に

夫日本書紀者一品舍人親王、從四位下勲五等太朝臣安麻呂等、奉二別勅一所撰也。

とあって、多少疑わしい所はあるにしても、一大の碩学太安万侶が『日本書紀』編纂に関つていたとする推測は古来根強いものであった。今日では、日本古典文学大系『日本書紀』上の解説

安万侶は古事記を撰録した人であるから、かれが書紀の編修に

も関与したとすれば、もつと古事記を主張するような形が書紀にあらわれるべきではなからうか。ところが周知の通り、書紀の内容を見ると、古事記に概して無関心であり、故意に無視したような所も見える。古事記に精魂をこめた安万侶が、こうした書紀の編修態度を是認したのであるか。それははなはだ疑わしい。

とあるように、否定的に見られているが、右の文中のように「故意に無視した」点こそが本稿で述べたように紀の「対古事記意識」であるから、真実は分らないが、何等かの形で安万侶が関与していたことは充分考えられると思う。安万侶にしてみれば、個人として完成したと自負する『古事記』と、朝廷挙げての国家事業としての『日本書紀』編纂とは全く異質・別事であったに違いないからである。

これまで繰り返し述べてきた紀の「対古事記意識」とはつまるところ、天武天皇の個人的信念の具現化である『古事記』を国家的な立場から否定し、反撥し、時に無視することと規定出来るのではないだろうか。(続く)

注1 この点については『吉野の鮎』高木市之助著所載の論文「記紀歌謡の比較について」(昭和十一年春)の跋語がある)に既に明記されている。

注2 今日『弘仁私記』は『日本書紀私記』甲本(新訂国史大系)八)がそれに擬されている。